

令和 6 年度鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は「令和 6 年度鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

2 目的

本市では、将来の鎌倉市の都市像にあわせた、総合的な交通政策の基本方針を定めた「鎌倉市交通マスタープラン（以下「交通マス」という。）」を平成10年 3 月に策定し、平成16年 5 月に改定している。

改定から20年近くが経過するなかで、超高齢社会の進展、自動車運転技術の進展、新たな移動の概念であるMaaS や次世代交通システムなど多様な地域交通手段の登場、首都圏中央連絡道路の開通など、また国においては交通政策基本法の施行や、交通政策基本計画が策定されるなど、交通を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化している。

併せて、いわゆる「働き方改革」を契機としたリモートワークの高まりを背景に生活様式や人の移動に大きな変化が生じている。

こうした交通環境の変化に対応するため、令和 6 年度、令和 7 年度の二箇年で交通マスの全面的な改定を行うとともに、地域公共交通計画（以下「地交計画」という。）の策定を予定している。

本業務では、令和 5 年度に実施した鎌倉市交通マスタープラン改定等基礎調査検討業務を基に、別業務で実施する地交計画の策定とも連携しながら、設置する（仮称）鎌倉市交通マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）における検討等を踏まえ、交通マスタープランを改定することを目的とする。

3 対象範囲

鎌倉市全域とする。

4 履行期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）3 月 28 日までとする。

5 計画期間

令和 8 年度から令和 27 年度までの 20 年間とする。

なお、昨今の交通環境の大幅な変化や委員会での議論により 10 年間とすることもある。

6 業務内容

業務内容は以下の通りとする。

(1) 計画準備

履行期間内に必要な調査・検討、パブリックコメント、委員会等のプロセスを経て計画策定を行うための実施概要、実施方針、業務工程表、業務の体制、打合せ計画、照査計画等を記した事業計

画書の作成を行う。

(2) 現状と動向

ア 交通を取り巻く環境の変化

イ 鎌倉市の交通実態

① 交通の現状

② 交通サービスの現状

ウ 上位関連計画等の整理

① 本計画の位置づけ

② 国の交通に関する計画等

③ 神奈川県交通に関する計画等

④ 鎌倉市の上位関連計画

エ 新たに考慮すべき視点の整理

オ 道路の整備状況等

カ 公共交通の現状

キ 市民アンケートからの市民ニーズ

(3) 将来交通の見通し

将来交通需要予測からの将来交通の見通しを整理

(4) 市民アンケート調査の実施

ア 令和5年度に作成したアンケート調査（案）を踏まえた調査票の設問作成

イ 調査票作成・印刷

ウ 発送用及び返信用封筒の作成

エ 調査票の封入・発送

オ 調査票の集計・分析

カ 整理

※ 無作為抽出の2,000人を対象とする。

※ 調査対象のデータ抽出及び宛名ラベルの作成は発注者が行う。

※ 調査の実施に必要な経費は受注者が負担する。

※ アンケートにおける設問設定等に当たっては、発注者と協議を行うこと。

(5) 将来都市構造から見た交通の整理

(6) 交通課題の整理

交通を取り巻く現状を踏まえた課題の整理

(7) 将来めざすべき交通像

ア 将来交通像の検討

イ 将来交通像のイメージ

ウ 将来の交通体系

(8) 委員会の運営支援（3回程度）

ア 会議資料の作成

イ 会議への出席（助言・提言等）

ウ 会議録の作成

(9) 報告書のとりまとめ

検討資料をまとめた報告書を作成する。

7 協議・打合せ等

協議・打合せ等は業務着手時及びフェーズごとに行うことを基本とし、業務進捗報告も含め月に1度定例会を実施すること。また、それ以外については必要に応じて調整の上、適時行うものとする。

8 業務の進め方

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者の意図、目的を十分理解し、適切な人員を配置し、発注者との連絡を密にして最高知見等を発揮するように努めなければならない。
- (2) 受注者は、本業務にかかわる資料・成果物等については、内容が外部に漏れることのないように慎重に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、本業務を実施するにあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項は、鎌倉市契約規則に従うものとする。

9 法令等の順守

法令及び条例等の関連諸法規を遵守すること。

10 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後14日以内に作業内容・工程等を規定した業務計画書を作成し、発注者に提出すること。また、記載内容は「6 業務内容－(1) 計画準備」を参照し作成すること。
- (2) 受注者は、業務契約書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし、発注者と協議し、了承を得た上で変更業務計画書を提出しなければならない。

11 再作業

本業務完了後、受注者の過失又は遺漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者と相談の上、速やかに訂正、補正その他の処理を行うこととする。

12 資料等の貸与及び返還

本業務を遂行する上で必要と求められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。

また、貸与を受けた受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用しないとともに、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を本市に返還するものとする。

13 管理技術者

受注者は、契約締結後14日以内に本業務の管理技術者1名を定め、発注者に対して通知しなければならない。なお、管理技術者は技術士（総合技術監理部門の都市及び地方計画、又は建設部門の都市及び地方計画）の資格を有する者、もしくはRCCM（都市計画及び地方計画、鉄道、道路部門のい

ずれか)の資格を有する者とする。

14 提出書類

契約締結後、受注者は次の関係書類を速やかに発注者に提出しなければならない。

(1) 業務着手時

- ア 業務着手届及び管理責任者選任届（経歴書を添付）
- イ 担当者名簿（経歴書を添付）
- ウ 業務計画書（「10 業務計画書」で規定した内容を記載）

(2) 成果物の納入時

- ア 委託業務完了届
- イ 成果物引渡書

15 成果物

受注者は、本業務が完了したときは、次のとおり成果物を提出しなければならない。なお、電子データの仕様等にあたっては、発注者と協議の上、決定するものとする。

- (1) 報告書（A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折り込み可）） 10部
- (2) その他、本業務に関連し作成した資料 10部
- (3) 打合せ議事録等 正副1部ずつ
- (4) 電子データ（CD-R等の電子媒体に格納したもの） 正副1部ずつ

16 成果物の帰属等

本契約による成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利含む）は、成果品引渡しの際時点で受注者から発注者に移転する。

また、受注者は本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しない。

17 成果物の納入期限

令和7年（2025年）3月28日までとする。

18 留意事項

- (1) 個人情報や企業等の営業情報となる秘密情報の保護等の厳守及び他用途への使用は禁止する。

また、本業務の受注者は、業務の遂行にあたっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期すこと。

- (2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。

ただし、契約業務の一部を委託する場合については、発注者の承認を得るものとする。

(3) 鎌倉市地域公共交通計画との連携

同時期に策定が予定されている鎌倉市地域公共交通計画との連携を図り、成果品の内容に齟齬が出ないように、密に発注者等と協議・受注すること。

19 その他

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、速やかに協議するものとする。